

～ 世の中の確かな情報を鋭い視点でお届けします ～

日本の法人実効税率 9年連続最高水準

日本の法人実効税率が主要国の中で、9年連続で最も高い水準にあることが、民間の調査でわかりました。日本の国と地方を合わせた実効税率は40.69%で世界平均の24.99%を大きく上回っています。法人実効税率を巡っては、来年度税制改正で引下げが焦点となっていますが、日本の税率の高さを改めて浮き彫りにする調査結果となっています。

この調査は、大手会計事務所のKPMGインターナショナル(スイス)が今年の7月時点でまとめたものです。この中で、日本の税率は20ヶ国・地域(G20)の参加国の中で最も高い状態が2002年以降続いており、世界114ヶ国の平均は2009年の25.44%に比べて0.45ポイント低下し、最近10年間では6ポイント超下がっていることが報告されています。

同調査によると、英国やニュージーランドではさらなる法人税率の引下げが予定されているそうです。

これに対して、日本では経済産業省が2011年度税制改正要望で法人税(国税)の5%引下げを要望していますが、財源確保を求める財務省などとの調整が難航する可能性が高く、世界との格差はますます広がりそうです。

(日本経済新聞H22.10.23抜粋)

CONTENTS

日本の法人実効税率
 9年連続最高水準……P. 1

09年度申告
 黒字法人割合が過去最低 ……P. 1

減資による経営再建！
 そのメリット・デメリットは？ ……P. 2

One Point ……P. 2

年末調整のご案内 ……P. 3

不動産基礎知識
 (住宅ローンについて/後編) ……P. 4

ASAK 経営実践セミナー
 のご案内 ……P. 5

11月度の税務スケジュール ……P. 5

今月の名言録 ……P. 6

編集後記 ……P. 6

09年度申告 黒字法人割合 過去最低の25.5%

2009年度内に決算期を迎えて、今年の7月までに税務申告をした全国の法人の申告内容が明らかになりました。これによると、申告件数こそ小幅の減少であります。申告所得金額合計・申告税額合計ともに、対前年に対してマイナス10ポイント超の減少となっています。

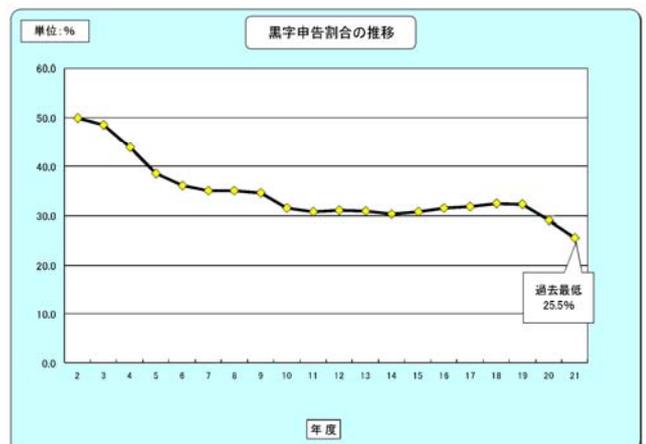
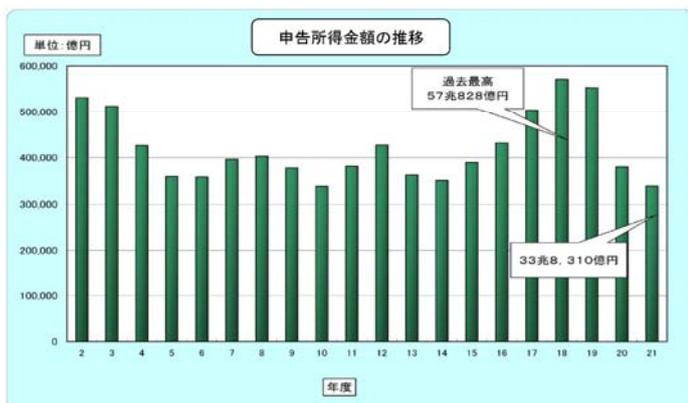
また、黒字申告した法人の割合については、25.5%(対前年度比3.6ポイント減)にとどまり、集計可能な1967年度以降で過去最低となっています。なお、黒字申告した法人1件あたりの平均所得は4,758万5千円で、前年度から2.3%増えており、法人間での業績格差が広がっている状況を反映していると思われます。

◆法人税の申告件数等の状況

項目	年度等		増減額	前年対比
	20 件数等	21 件数等		
申告件数 千件	2,805	2,786	▲19	99.3
申告所得金額 億円	379,874	338,310	▲41,564	89.1
申告税額 億円	97,077	87,296	▲9,781	89.9

◆黒字申告割合の状況

項目	年度等		前年対比
	20 件数等	21 件数等	
申告件数 千件	2,805	2,786	99.3
黒字申告割合 %	29.1	25.5	▲3.6



※ 平成19事務年度以前は、その年の7月1日から翌年6月30日までに申告期限が到来し、申告のあったものを集計している。

減資による経営再建！ そのメリット・デメリットは？



長引く不況を乗り越えるため、事業規模を縮小するなどして経営の建て直しを図る会社は少なくありません。こうした際に、過剰となった資本への処理策として「減資」を行うケースもあります。

減資とは会社の資本金を減らすことをいいますが、その減資には会社財産を返還せずに帳簿上だけで行う「無償減資」と、会社財産を株主に返還する「有償減資」とがあります。

無償減資のメリットは、欠損金の補てんや、資本金を1億円超から以下にすることで外形標準課税の適用外にできることなどです。

会計上は欠損金を減らしただけ資本金も減るため、貸借対照表がすっきりとした状態になります。ただし、税務上は金銭の交付を伴わない欠損金の減少は資本全体の減少とはならず、資本金を減らした分は資本積立金を増加させなければいけないので注意が必要です。

また、地方税の均等割の課税標準は資本金＋資本積立金なので、地方税の税額に変化は出ません。

一方、外形標準課税は資本金のみが算出の対象となるため、資本金の減少により1億円以下になれば外形標準課税から逃れられます。



これに対して有償減資のメリットは、会社規模を適切なサイズにできることや、将来の配当金を減らせることなどがあります。

株式の払い戻し額が資本の減少額を超えた場合には減資差損が、逆に払い戻し額が資本の減少額より少ない場合には減資差益が生じます。

この減資差損については税務上、「資本等取引」として扱われ、損金には算入されません。さらに、減資差益については、法人税法上で「資本積立金」と見なされ、やはり「資本等取引」として取り扱われるため、益金にも算入されません。

One Point

新築直後の急な転勤で、住宅ローン控除の適用は？

念願のマイホームを取得してあとは引っ越しだけという段階になって、会社から突然の転勤命令がでたらどうしますか？

あまりのタイミングの悪さには困り果てますが、決してあり得ない話ではありません。

このようなケースで問題となるのが、住宅ローン控除が適用できるか否かです。

同控除には「家屋の新築・取得の日から6カ月以内に居住の用に供し、適用を受ける各年の12月31日まで引き続いて住んでいる」という適用要件がありますが、転勤など「やむを得ない事情」によりこの要件を満たすことができなかった場合、同控除は適用できなくなってしまうのでしょうか。



これについては、「単身赴任」「同居する家族全員が転勤先について来る」といった2つのケースで取り扱いが異なるので気を付けましょう。

単身赴任の場合は、取得した家屋に生計を一にする家族が入居し、家屋の所有者も単身赴任が終わり次第、そこに居住すると認められるのであれば、同控除を適用できます。ただし、単身赴任先が海外である場合は要注意です。海外へ単身赴任した人は日本国内の非居住者となるため、非居住者であった年分の所得税に限り同控除の適用は受けられません。



一方、家屋の取得から6カ月以内に入居したが、急な転勤のためその年の12月31日を待たずに家族全員が家屋を離れる場合、その年の所得税については同控除の適用から外れてしまいますが、翌年以後、その家屋に再び居住することで再適用を受けることが可能です。ただし、再適用を受けるには、その年の確定申告書に、「住宅借入金等特別控除額の計算明細書(再び居住の用に供した方用)」を添付することが必要となります。

年末調整の準備をお願いします！



今年も年末調整の時期が近づいてまいりましたので、ご準備いただきますようお願いいたします。
平成22年度につきましては、住宅借入金特別控除の特例につきまして一部改正がありますが、それ以外の改正点はありません。

ただし、平成23年度より扶養控除が改正されるため、様式が変更されていますのでご注意ください。
お願いいたします。

また、平成24年からは生命保険料控除が改正され、介護医療保険料控除が創設されます。

1. 改正点 ※平成22年分につきましては変更ありません。

(1) 扶養控除、配偶者控除及び障害者控除に関する改正

【平成23年分から改正】

いわゆる「控除」から「手当」への観点から、従来の扶養親族のうち年齢16歳未満の扶養親族に係る扶養控除が廃止されました[右表]。

(2) 障害者控除の改正 【平成23年分から改正】

扶養親族又は控除対象配偶者が「同居の特別障害者」である場合に、35万円を加算する制度が廃止されました。加算する制度は廃止されましたが、特別障害者に係る特別障害者控除が35万円を加算した75万円となったため、控除額について変更はありません。

なお、扶養控除の適用されない年齢16歳未満の扶養親族(年少扶養親族)が障害者に該当する場合、扶養控除は受けられませんが、障害者控除を受けることができます。

区分		旧	新
扶養控除	16歳未満	38万円	廃止
	16歳以上19歳未満	63万円	38万円
	19歳以上23歳未満	63万円(改正なし)	
	23歳以上70歳未満	38万円(改正なし)	
	70歳以上	48万円(改正なし)	
	同居老人扶養親族の加算額	10万円加算(改正なし)	
配偶者控除	同居特別障害者の場合の加算額	35万円加算	廃止
	70歳未満	38万円(改正なし)	
	70歳以上	48万円(改正なし)	
	同居特別障害者の場合の加算額	35万円加算	廃止

2. 記入方法

給与所得の扶養控除等(異動)申告書の様式が右のように変更となりました。

16歳未満のお子様がいいらっしゃる方についてはBの「控除対象扶養親族」欄に記入せず、一番下の「16歳未満の扶養親族」ご記入をお願いいたします。

住民票の住所をご記入ください

16歳以上の扶養親族についてご記入ください

中途入社で前職がない方はここに「前職なし」とご記入ください

16歳未満の扶養親族についてご記入ください

証明書をもとにご記入いただき、証明書の本通を添付してください

証明書をもとにご記入いただき、証明書の本通を添付してください

国保の場合は申告のみで添付資料は不要です。国民年金の支払がある場合は証明書の本通の添付が必要です

平成22年中の収入の見積額をご記入いただき所得金額を計算してください

今年も従業員様向けの年末調整のご案内を準備しておりますので、順次配布させていただきます。

不動産基礎知識(住宅ローンについて/後編)

前回に続き住宅ローンについてお話しします。購入物件が見つかり、売買契約を結んだら、資金の準備のために住宅ローンの申込みをしますが、申込みには様々な書類が必要です。また、住宅ローンの借入申込先である金融機関によっても提出書類は異なります。主なものは以下のとおりですが、事前に申込先金融機関に確認するようにしてください。

◆ 物件に関する申込み必要書類

書 類	新築一戸建	新築マンション	中古一戸建	中古マンション	入手先
売買契約書	○	○	○	○	売主(不動産会社)
重要事項説明書	○	○	○	○	不動産会社
パンフレット(物件概要含む)	○	○	○	○	不動産会社
建築確認通知書	○				不動産会社(発行は市町村)
建物の登記事項証明書	○		○	○	法務局
土地の登記事項証明書	○		○	○	法務局
建物平面図	○	○			不動産会社

◆ 住宅ローンをどこから借りるか

住宅ローンの借入先は、以下のようにいろいろあります。特徴を押さえておきましょう。

(1) 公的ローン

公的ローンでは、「財形住宅融資」が代表的です。勤務先で1年以上財形貯蓄を続け、残高が50万円以上ある人を対象とした融資で、財形貯蓄残高の10倍(最高4,000万円)の範囲内で、購入費用の80%まで借りることができます。また、自治体が行っている住宅融資もあります。ただし、最近は「融資あっせん」や「利子補給」といった支援制度が一般的になっています

(2) 民間ローン

民間ローンは、銀行のほか、生命保険会社、農協(JA)、ノンバンクなどの様々な金融機関が扱っています。金融機関や商品によって融資限度額や適用金利、商品タイプ、手数料などが違ってきます。

公的ローン	勤務先で1年以上財形貯蓄を続けている人が利用できる「財形住宅融資」のほか、自治体が利子補給などの制度で住宅取得に対する助成をしている場合もあります。
民間ローン	都市銀行や地方銀行、信用金庫、信託銀行などのほか、生命保険会社、農協、ノンバンクなど様々な民間金融機関が住宅ローンを扱っています。店舗を持たないインターネット銀行で、住宅ローンを扱っている場合もあります。
フラット35	民間金融機関が、住宅金融支援機構(旧住宅金融公庫)との提携により提供しています。

◆ 住宅ローン以外にも費用が必要

「家賃並みの住宅ローン返済で夢のマイホームが手に入ります」といった広告を一度は目にしたことがあるのではないのでしょうか。しかし、新居に入居した後に支払うお金は住宅ローン返済だけではありません。例えば、固定資産税や都市計画税が毎年課税されます。また、団体信用生命保険に加入する場合や地震保険(保険期間1年)に加入する場合は、保険料を支払う必要があることに注意しましょう。

なお、これらの費用は、購入する物件価額や住宅ローン借入額によって異なります。住宅ローンを選択するうえで重要ポイントの一つが、金利です。通常、目先の金利水準で住宅ローンを選びがちですが、前回ご説明したとおり、金利の種類には将来的に金利が変わらない(=返済額が一定)ものもあれば、返済途中でも金利が変わる(=返済額が増減する)ものもあります。資金計画を立てるうえでは、ご自分のライフプランに合った金利のタイプを選択することが重要となります。



ASAK 経営実践セミナーのご案内

～ 決算書の勘所！ 最低限おさえるべきポイントは？ ～



自社において毎年作成される「決算書」、あるいは、紙上で公開される上場企業の決算書など、日頃さまざまな形でご覧になられたことがあると思います。もちろん、何度かその見方についてもレクチャーを受ける機会もあったかと思いますが、今一度、そのポイントについて学習されてみてはいかがでしょうか？

今回は、決算書を利用して、そのおさえるべきポイントや簡単な経営分析の手法について解説させていただきます。

景気がなかなか上昇しない中で、金融機関を中心に取引会社の与信管理が強化され、よりシビアな視点で審査されることが予測されています。そのためにも自社の強み・弱みをしっかりとおさえて対処していくことが望まれます。

是非、皆様のご参加の程お待ち申し上げます。

なお、セミナー講義の終了後に、ご参加頂いた方々相互の交流の場として、近隣の飲食店（費用は実費）にてご歓談頂く時間を設けさせていただきましたので、新たな交流の場として、ご活用いただければ幸いです。

※ 当日の構成上、詳細な内容に関しては余儀なく変更する場合がございますのでご了承ください

【予定している主な内容】

- ・決算書の基礎知識
- ・経営分析とは？
- ・金融機関は何を見ているのか？
- ・会社の財務改善のポイント など

日時 11月10日(水) 18:30～20:00
 (セミナー終了後 懇親会予定していますので是非ご参加ください)

講師 ASAK 浅岡会計事務所 所長 浅岡 和彦

場所 名古屋都市センター(金山) 第4会議室
 (名古屋市中区金山町一丁目1番1号 金山南ビル14階)

会費 1,000円 (会場・資料代含む)

定員 15名 残りわずかですが、お申し込み可能です。

申込 当事務所へメールまたはお電話でお申し込みください。
 e-mail: info@asak.jp TEL: 052-331-0135・0145



11月度の税務スケジュール

内 容	期 限
10月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の特別徴収額の納付	納 期 限 11月 10日(水)
所得税の予定納税の減額申請	申請期限 11月 15日(月)
9月決算法人の確定申告	申告期限 11月 30日(火)
所得税の予定納税額の納付(第2期分)	納 期 限 11月 30日(火)
3月、6月、9月、12月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告	申告期限 11月 30日(火)
法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告	申告期限 11月 30日(火)
3月決算法人の中間申告(半期分)	申告期限 11月 30日(火)
消費税年税額が400万円超の3月・6月・12月決算法人の3月毎の中間申告	申告期限 11月 30日(火)
消費税の年税額が4,800万円超の8月、9月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告	申告期限 11月 30日(火)
特別農業所得者の所得税の予定納税額の納付	納 期 限 11月 30日(火)
個人事業税の納付(第2期分)	納 期 限 市町村の条例に定める日

今月の名言録

～ 元気ハツラツ ～

日頃私が「元気か」というと、中には「元気で」と言う人もあれば「ハイ」と答える人もあるが時には「元気だと言いたいが、元気と言える状態でないから俺は言わない」というような顔をしている人もあるが、健康や運命に関係なく、いつも元気でいられるのが人間である。

今後はこの真理を絶対に貴重な悟りとして、たとえ我が身に何事が生じようと、またいかなる事態に会おうとも、完全に生きるための根本基礎となる心の状態を、断然消極的にしてはならない。いつも「清く、尊く、強く、正しく」という積極的態で終始しなければならない。

そうすれば、自分でも不思議なほど、元気というものが湧き出してくる。

そしてその元気、つまり元の気が、ただちに「先天の一氣」を呼びよせ、つまり原動力となり健康的にも、運命的にも、すべてのことが完全に解決されてくる。元気という気が出たときに、人間と大自然が完全に結びついたことになるからである。事実、元気が出たときには、何ともいえない爽快さを感じるものである。

とにかく、元気ハツラツたる状態で生きることこそ、最も必要かつ大事なのであるから、心の置き所を常に積極的にするために、「自分は力だ」ということを、断じて忘れてはならない。

(「ほんとうの心の力」中村天風著 PHP研究所)



編集後記

今年も残りあと2ヶ月となりました。一年が過ぎるのが本当に早いと感じるようになりました。

毎年私の家では年の瀬に、新しい年の抱負をそれぞれ掲げます。私は今まであまり実行できたことがなかったのですが、今年は少しは達成できたように思います。

今年の抱負は「運動不足解消のためにトレーニングに通う」と目標をたて、月に1～3回くらいのペースで何とか続けられています。成果はあまりでていないような気がしますが、続けることに意義があると自分を励まし、地道に頑張っています。

来年の抱負はまだ考え中ですが、ここ数年中々時間をとることができなかった「読書」にしようと思っています。



忙しい中、いかにして自分の時間を作るかというのこそ実は、ここ数年の最大の課題なのですが…。

(伊藤 ひとみ)

事務所のご案内

名古屋市中区金山一丁目4番4号第9タツミビル東棟9階

TEL:052-331-0135

052-331-0145

FAX:052-331-0167

<http://www.asaoka-kaikei.com>

本誌の内容で何かご質問などがございましたら、下記の担当までお問い合わせください。

税理士・行政書士
不動産鑑定士
社会保険労務士

浅岡 和彦
佐々木 勝己
松永 裕美



大津通
「中京大学文化市民会館北」
交差点からすぐです

